

# 最近の社会保障制度を取り巻く情勢

## ～最近の社会保障制度を取り巻く情勢～

- ① 2040年問題を見据えた社会保障改革と年金。
- ② 人生100年時代の到来と多様な働き方に応じた年金制度改革。

## ～最近の公的年金制度を取り巻く情勢～

- ① 厚生年金の保険料率は、平成29年9月に18.3%で固定。  
国共済・地共済の厚生年金保険料率は、平成30年9月に18.3%となり固定。
- ② マクロ経済スライドの本格的実施。これまでは平成27年度に▲0.9%実施。  
年金額改定ルールの見直しで未調整分は、翌年度へ繰り越しとなる。  
(平成28年改正)。平成31年度に▲0.3%と▲0.2%を実施。
- ③ 令和元年は財政検証の年。経済前提に基づき100年先までの見直しを作成。
  - ・ 経済成長と労働参加を促進することが、年金水準確保のためにも重要。
  - ・ 適用拡大は、所得代替率や基礎年金の水準確保に効果大きい。
  - ・ 就労期間・加入期間を延長することや繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果大きい。

## ～2040年問題とは～

- ◇ 2040年は、高齢者の数が更に増え、ピークに達する。団塊の世代に加えてその子供達つまり、昭和46年から49年に生まれた団塊ジュニアの世代も高齢者となる。高齢者数はおよそ4000万人。
- ◇ これまで社会保障が直面してきた最大の課題は「高齢者の急増」高齢者が増えると医療・介護の費用が急増する。しかし、2040年になると新たに「現役世代の急減」つまり働く人達の急減が加わる。2015年から2040年までに現役世代の人口は約1750万人減少が見込まれている。
- ◇ 2040年には85歳以上人口が高齢人口の3割と、高齢世代がさらに高齢化する。また、就職氷河期に安定した雇用につけなかった世代が高齢となり、高齢世代の貧困化も進む。そして、高齢世帯の中で単独世帯が4割を超え、高齢世代の孤立化が進行する。
- ◇ 人口減少で、働く人が1000万人近く減る。その一方で、医療・介護・福祉の職場で働く高齢者が増える積極的の老老介護や外国人労働者の受入も真剣に検討する必要がある。

# 今後の社会保障改革について (2040年を見据えて)

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が重要、そのための検討項目。

## ◎予防・健康づくりの推進(主な取組)

- ・ 予防・健康作りに頑張った者が報われる制度の整備。
- ・ 介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防を市町村が一体的に実施する仕組みの検討等。

## ◎医療・福祉サービス改革(主な取組)

- ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及。
- ・ 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進。
- ・ 地域医療構想に示された病床の機能分化・連携の推進等。

## ◎多様な就労・社会参加(主な取組)

- ・ 働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大。
- ・ 被用者保険の更なる適用拡大の実現を目指した検討。

## ◎給付と負担の見直し(主な取組)

- ・ 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を評価し、能力に応じた負担の検討。
- ・ 介護のケアプラン作成、介護の多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービス等給付の在り方の検討。
- ・ 外来受診時等の定額負担の導入を検討等。

※平成31年2月1日 第28回社会保障審議会資料より作成。

# 全世代型社会保障検討会議の中間報告から年金分野について

人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイルが多様化することへの対応が必要。

## ①年金の受給開始時期の選択肢の拡大

- ・現在、60歳から70歳までの年金の受給開始時期の選択を75歳に引き上げる。

## ②厚生年金(被用者保険)の適用範囲の拡大

- ・現在、週労働時間20~30時間の短時間労働者については従業員500人以下の企業で働く場合は厚生年金未適用。この企業規模要件を見直し50人超の企業まで適用範囲を拡大。
- ・5人以上の個人事業所のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を行う士業を適用業種に追加する。

## ③在職老齢年金制度の見直し

- ・60歳から64歳に支給されている特別支給の在職老齢年金の支給停止基準の28万円を47万円に引き上げる。
- ・65歳以上の在職老齢年金について毎年年金額を増額させる在職定時改定を導入する。

## ④私的年金の見直し

- ・私的年金の加入可能要件を見直し、加入可能年齢を引き上げると共に、受給開始時期を柔軟化する。

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

## ◇被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とする事業所の企業規模要件を引き下げる。  
現行500人超から100人超へ(令和4年10月1日から適用)、50人超へ(令和6年10月1日から適用)
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う事業を追加。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に公務員共済の短期給付を適用する。

## ◇在職中の年金受給の在り方の見直し

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、65歳以上の在職老齢年金受給者の年金額を毎年定時に改定する。  
具体的には年金額を毎年10月に改定する。(令和4年4月1日から適用)
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の在職老齢年金について、支給停止基準額を28万円から47万円に引き上げる。  
(令和4年4月1日から適用)これは、60歳台前半の就労、特に令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性にメリット。

## ◇受給開始時期の選択肢の拡大 (令和4年4月から適用)

現在は60歳から70歳の間で年金の受給を選択できるが、これを75歳まで拡大する。

※繰下げ増加率は1ヶ月当たりプラス0.7%で最大84%の増加。  $120月 \times 0.7\% = 84\%$

## ◇確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

- ① 企業型DC、厚生年金被保険者のうち65歳未満を70歳未満へ、  
個人型DC公的年金被保険者のうち60歳未満を65歳未満へ
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下を300人以下に)  
従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる中小事業主掛金納付制度について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。

# 公的年金制度の推移（各年度末現在）

単位（万人：万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公的年金制度加入者	6775	6735 (-40)	6718 (-17)	6713 (-5)	6712 (-1)	6731 (+19)	6733 (+2)	6746 (+13)
老齢基礎年金等受給権者	2864	2970 (+106)	3068 (+98)	3159 (+91)	3231 (+72)	3283 (+52)	3372 (+89)	3409 (+37)
平均年金月額 老齢基礎年金	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6
厚生年金（老齢）	16.1	16	15.7	15.4	15.5	15.4	15.2	15.2
国共済（退職）	21.4	21.1	20.4	20.1	20.1	19.9	19.6	19.4
地共催（退職）	22.1	21.9	21	20.7	20.7	20.4	20.1	19.9
私学共済（退職）	20.9	20.7	20.5	20.2	20.2	19.9	19.7	19.5

※公的年金制度一覧及び公的年金財政状況報告より抜粋し作成。

※公的年金制度加入者は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

※平均年金月額は、繰上げ、繰下げ支給により減額又は増額されたものは除いてある。

※特別支給の老齢、退職年金については定額部分が支給開始年齢に達していないため除いてある。

※厚生年金、共済年金の年金月額には老齢基礎年金額を含む。

※共済年金には職域加算部分も含む。

※平成27年10月の被用者年金一元化により、実施機関である共済組合で裁定された老齢厚生年金も含むため、27年の厚生年金は一時的にアップしている。

※（）内は対前年度比である。

## ～公的年金制度の時間的推移～

	<平成21年度>		<平成30年度>
公的年金給付費	48兆1557億円	→	53兆3268億円 (5兆1711億円)
老齢基礎年金等受給権者	2765万人	→	3409万人 (644万人)
公的年金制度加入者	6874万人	→	6746万人 (▲128万人)
保険料収入	28兆2483億円	→	38兆3795億円 (10兆1312億円)

※ ( ) 内の数字は平成21年度と平成30年度を比較した増減を示す。

※厚生労働省公表の「公的年金制度一覧」及び社会保障審議会年金数理部会が各公的年金制度から報告を求め、制度の安定性について検証し、公表している資料から必要項目を抜粋し作成。



## ～年金給付費を賄っている財源～

年金給付費	48兆1557億円	→	50兆4583億円	→	53兆3268億円
保険料収入	28兆2483億円	→	31兆0539億円	→	38兆3795億円
	(58.6%)	→	(61.5%)	→	(71.9%)
国庫負担	12兆1308億円	→	12兆4978億円	→	13兆3722億円
	(25.2%)	→	(24.8%)	→	(25.0%)
運用収入	7142億円	→	3兆7332億円	→	2兆1996億円
積立金より受入	3兆7549億円	→	2兆4749億円	→	9855億円
積立金（簿価）	178兆4106億円	→	160兆7418億円	→	171兆8969億円
積立金（時価）	178兆3247億円	→	186兆3310億円	→	224兆9062億円

※公的年金制度財政収支状況の付属資料から共済組合の職域加算部分を含む財政収支状況より必要項目のみを抜粋し作成。

# ～年金積立金管理運用 独立法人（GPIF）の運用実績～

収益額	収益率	運用資産額	（時価）
平成23年度	2兆6,092億円	2.32%	113兆6,112億円
平成24年度	11兆2,222億円	10.23%	120兆4,653億円
平成25年度	10兆2,207億円	8.64%	126兆5,771億円
平成26年度	15兆2,922億円	12.27%	137兆4,769億円
平成27年度	▲ 5兆3,098億円	▲ 3.81%	134兆7,475億円
平成28年度	7兆9,363億円	5.86%	144兆9,034億円
平成29年度	10兆0,810億円	6.90%	156兆3,832億円
平成30年度	2兆3,795億円	1.52%	159兆2,154億円
令和元年度	▲ 8兆2,831億円	▲ 5.20%	150兆6,332億円
令和2年度	12兆4,868億円	8.30%	162兆0,926 億円

## 第1四半期

※今後の投資目標はESG投資 E=環境 Environment S=社会 Social G=企業統治 Governance

ESG投資は、環境に配慮、社会に貢献、企業統治を中心に欧米で広く浸透し、リスク管理の観点から中長期的に企業価値の向上が期待出来る企業に投資。

（参考）①市場運用開始以降（平成13年度）からの累積収益額は、70兆0245億円でこの間の収益率は2.97%（年率）。

うち、利子・配当収入は38兆1,572億円となっている。

## ②令和元年度末の資産構成

国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期資産
22.87%	23.90%	23.87%	23.42%	5.95%

基本ポートフォリオ	25%	25%	35%	15%
-----------	-----	-----	-----	-----

※基本ポートフォリオの見直しは平成26年10月に行われた。

※それまでは、国内株式12%、外国株式12%、国内債券60%、外国債券11%、短期資産5%。

※公的年金制度は、高齢化で膨張する給付費を現役世代からの保険料や税金だけでは賄い切れない約1割を年金積立金の運用を行っているGPIFからの拠出金に依存。

※給付の減額や保険料のさらなる引き上げは困難で、GPIFは年金財政の持続可能性を保つのに必要な運用益を長期に稼ぐことが使命。

※年金積立金運用については、法律上、「長期的な観点からの安全かつ効率的な運用」が要請されている。

※この要請に応えるため、年金積立金の運用に当たっては、次の基本的な考え方に立って運用が行われている。

- ①特性の異なる複数の資産に分散して投資を行う分散投資。
- ②長期的な観点から基本となる資産構成割合を決めて、これを維持するという基本ポートフォリオの策定・管理。

### 市場運用開始（13年度）からの収益額と収益率の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年
収益額 兆円	-0.6	-2.5	4.9	2.6	9.0	3.9	-5.5	-9.3	9.2	-0.3	2.6	11.2	10.2	15.3	-5.3	7.9	10.1	2.4	-8.3
収益率 (%)	-1.80	-5.36	8.40	3.39	9.88	3.70	-4.59	-7.57	7.91	-0.25	2.32	10.23	8.64	12.27	-3.81	5.86	6.90	1.52	-5.20

※市場運用開始以降の平均収益率は2.58%、市場運用開始後の収益額は57兆5377億円

## ～人口動態統計から～

	死亡者数	出生数	人口減少数
平成22年	119万7012人	107万1304人	12万5708人
平成23年	125万3066人	105万0806人	20万2260人
平成24年	125万6359人	103万7231人	21万9128人
平成25年	126万8436人	102万9816人	23万8620人
平成26年	127万3004人	100万3539人	26万9465人
平成27年	129万0444人	100万5677人	28万4767人
平成28年	130万7748人	97万6978人	33万0770人
平成29年	134万0567人	94万6146人	39万4421人
平成30年	136万2470人	91万8400人	44万4070人
令和元年	137万6000人	86万4000人	51万2000人

※人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的としている。令和元年11月28日厚生労働省公表。

※平成24年からは、75歳以上の高齢者の死亡数が全死亡数の7割を超えている。

※東京都健康長寿医療センター研究所が平成31年7月に公表した資料によれば、日常生活が自立している健康な高齢者であっても、「社会的な孤立」及び「閉じこもり傾向」が重積している場合は、死亡率が2.2倍高まる。

※令和元年は、令和元年10月1日現在での推計である。

## 〈 ま と め 〉



- ◇公的年金制度は、世代と世代の助け合いのシステムでできている。
- ◇現役世代は、我々の年金、医療、介護保険を保険料拠出によって懸命に支えてくれている。
- ◇今、一番大事なことは次世代に現行制度を引き継ぐこと。
- ◇公的年金制度が仮に破綻したとしたら、私的扶養の子供達が支えてくれることになるが、本当に可能か。
- ◇高齢者でも、働く意欲と能力のある人は、働くことが年金財政に寄与。
- ◇経済が成長し、現役の給与が上昇するような社会が続くことが望ましい。
- ◇現役世代が働き易い環境を作るため、社会貢献活動へ積極的に参加。
- ◇日公連の要望事項は、これらのことを考えて作られている。